

## 「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」の概要

### 1 経緯

これまでの鶏卵の生産段階におけるサルモネラ対策としては、「採卵養鶏場におけるサルモネラ衛生対策指針」（平成5年9月10日付け5-65農林水産省畜産局衛生課長通知）等に対応してきたところであるが、養鶏場の大規模化や専門化等を考慮し、採卵養鶏場に加え、ふ卵場及び種鶏場を含めた総合的な指針を策定すべく、平成14年度から2年にわたり、鶏卵衛生管理体制整備事業において、標記指針の策定を検討してきたところ。

今般、学識経験者や都道府県（家畜保健衛生所）の意見、さらには省内関係部局の意見を踏まえ、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」として取りまとめた。

### 2 指針の位置づけ

これまでの「採卵養鶏場におけるサルモネラ衛生対策指針」と同様に、家畜保健衛生所が生産農場を指導する指針とすることとし、近年のサルモネラ菌による食中毒の発生状況を踏まえ、これまで以上の生産現場における衛生対策の徹底に資することとする。

### 3 主な変更点

これまでの指針は採卵養鶏場のみを指導の対象としていたが、本指針では、その対象に、ふ卵場及び種鶏場を加え、鶏卵の生産段階における総合的なサルモネラ対策とした。また、鶏卵を含む各生産段階における具体的な細菌検査の方法や、消毒方法について記載するとともに、HACCP方式によるモニタリング方法に基づき調査した記録の保管期間を努力規程として設定した。

### 4 指針の内容

#### 第1 目的

本指針は、種鶏場、ふ卵場及び採卵鶏農場（以下「農場」という。）における総合的な衛生管理事項を示し、生産段階における鶏卵のサルモネラ汚染を防止することを目的としている。

#### 第2 農場の衛生対策

農場は、サルモネラ汚染防止のため定期的な検査を実施することとし、具体的な検査方法を提示。

### 第3 侵入防止対策等の衛生管理対策

#### 1 種鶏場における対策

##### (1) 侵入防止対策

施設・設備の推奨設置基準、外来者等の立入りの制限、清浄ひなの導入、飼料及び飲水に係る検査・消毒方法等について明示。

##### (2) 種鶏場の衛生管理

適切な飼養管理、媒介動物（ネズミ、野鳥等）の駆除、鶏舎の消毒、種卵の衛生管理等について明示。

#### 2 ふ卵場における対策

##### (1) 侵入防止対策

施設・設備の基準について明示。

##### (2) ふ卵場の衛生管理

ふ卵舎の衛生管理、種卵の消毒方法等について明示。

#### 3 採卵養鶏場における対策

##### (1) 侵入防止対策

施設・設備の推奨設置基準、外来者等の立入りの制限、清浄ひなの導入、飼料及び飲水に係る検査・消毒方法等について明示。

##### (2) 採卵養鶏場の衛生管理

適切な飼養管理、媒介動物（ネズミ、野鳥等）の駆除、鶏舎の消毒、採卵時の衛生対策等について明示。

### 第4 生産段階におけるHACCP方式の導入

「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成14年9月30日付け農林水産省生産局長通知）を参考に、農場においてHACCP方式を導入することを明示。

### 第5 清浄化対策

モニタリング衛生検査において陽性例が検出された場合は、衛生管理を徹底するとともに、陽性鶏群の早期更新、鶏舎の清掃・消毒等を実施。